

# 総合図書館図書館システムLINE連携業務委託仕様書

## 1 事業の目的

現在行っている図書館業務を円滑に遂行しながら、事務処理効率化及び住民サービス向上のため新たな図書館システムとのLINE連携サービスを導入するものである。

### 1-2 基本仕様

- (1) 件名：総合図書館図書館システムLINE連携構築業務委託
- (2) 導入構築期間：契約の翌日～令和7年9月30日
- (3) 本稼働日：令和7年10月1日
- (4) 履行場所：大曲図書館、ほか7館、本庁大曲情報センター、システムデータセンター
- (5) 担当：大仙市教育委員会事務局 総合図書館 岡田綾、佐々木瞭  
大仙市総務部 DX 推進課 戸澤大樹
- (6) 令和7年10月1日から稼働予定の図書館システム「WebiLis V4」と連携できること。

### 1-3 業務内容

#### (1) プロジェクト管理

受注者は、契約締結後速やかに設計・構築業務に着手しなければならない。

受注者は、着手時に市担当者の指示を受け、次項について速やかに報告及び提出すること。また、その内容に変更が生じた場合は速やかに報告及び提出すること。

#### (2) 詳細設計

構築するサービスについて、必要に応じ他の導入ベンダーとの連携を行うこと。ネットワーク設定に必要な場合は、総務部 DX 推進課と協議すること。

#### (3) 試験

市指定場所にて各種提供するサービスの動作確認、ネットワーク接続試験を行うこと。

既存システム及び機器の納入業者に作業を依頼する場合は、事前に市担当者と協議し、試験計画書及び指示書を準備すること。

#### (4) 運用準備

操作及び運用手順書を用意すること。印刷物のほか、電子ファイルを納品すること。

#### (5) 操作研修

操作を問題なく習得できるよう、十分な操作研修・支援を実施すること。集合しての操作研修も可とするが、現地（大仙市）にて実施する期間を確保できるようにすること。

#### (6) 本稼働支援

導入作業を担当した SE が中心となり、担当者が業務に支障なくシステム操作ができるまで立ち合いを行うこと。

### 1-4 基本事項

#### (1) 進捗管理

受注者は、構築工程において市の指示に基づいて定期的に進捗報告を作成し、市担当者の内容確認を受けること。

また、打合せ実施時の議事録等の作成は受注者が行い、速やかに電子データで市に提出すること。市との打合せ等の業務は、本庁舎内において適宜実施すること。

#### (2) 体制の確保

受注者は、本受注の対象業務及び利用する技術に関する十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保する事が可能であることを書面にて示すこと。

図書館システムを熟知した SE が担当すること。

基本事項を遵守し、納品物を納期までに確実に納入することが可能であること。

#### (3) 仕様書と設計・構築内容が一致しない場合の修正義務

受注者は、詳細設計・構築の内容が、本仕様書又は市担当者等の指示若しくは受注者と市担当者等との協議や打合せの内容に適應しない場合において市担当者等から修正を求められたときは速やかに応じなければならない。

#### (4) 関係機関との調整

受注者は、本受注業務遂行にあたり、各関係機関、関係部署と十分に連携を図ること。また、調整が必要な場合は、事前に調整内容を市担当者等に通知すること。

### 1-5 納品

#### (1) 納品物

納品物は、次のとおりとする。ファイル形式は、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントとすること。

- ・試験結果報告書
- ・操作マニュアル

#### (2) 納入方法

各種設計書類、ドキュメント等については、記述は日本語によるものとし、書類各 2 部と電子媒体 (CD-ROM 又は DVD-ROM) 1 式を納入すること。紙媒体、パッケージ、ディスクの類は、ファイルにまとめて提出すること。

## 1-6 システム運用サポート

- (1) 秋田県内に SE 拠点を置き、提供図書館システムを熟知した SE が運用サポートを行うこと。運用・変更に際しての相談・質問に対応すること。
- (2) 運用に必要なマニュアルを整えること。
- (3) 土日祝日・夜間なども含めて受付可能な連絡ルートを確立すること。  
また、トラブル時の対応については、図書館と協議し早期復旧に努めること。
- (4) 必要に応じて、対面での打合せも可能なこと。

## 1-7 見積もりを求める範囲

見積りを求める範囲は以下のとおりとする。令和 7 年 10 月 1 日から導入予定である図書館システム (WebiLis V4) と連携に関する経費全てを見積り、別途経費が発生しないようにすること。

- ①サービス導入作業
- ②サービス費
- ③LINE 連携サービス構築費用
- ④その他必要な経費

## 1-8 支払方法

納品完了後、受注者の請求に基づき一括で支払うものとする。

## 1-9 個人情報の保護及びセキュリティ対策

- (1) 受注者は「大仙市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「大仙市情報セキュリティポリシー」に則り、厳格なプライバシー保護対策及び滅失対策を講じること。また、契約書にも個人情報の取扱いについて記載すること。
- (2) 当館職員が指定する情報 (秘密情報) は、当館職員の許可なく図書館外へ持出したり、複製したりしてはならない。また、本稼働前テスト環境情報及びテストデータ等を含め、本契約に当たって知り得た情報は、一切他に漏らしてはならない。
- (3) システム構築においても、個人情報を取扱うため、高いレベルのセキュリティ対策が必要である。「大仙市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「大仙市個人情報の保護に関する法律施行細則」に十分配慮したシステムを構築すること。
- (4) データ通信のセキュリティ (暗号化) は TLS1.2 もしくは VPN を利用して暗号化すること。
- (5) システムの個人情報領域へのアクセスはログ履歴を蓄積し、万が一のトラブル発生時に本市職員自らが検索・抽出を行い追跡できる仕組みを用意すること。
- (6) Web 公開サーバには情報漏洩や改ざんを防ぐため、個人情報を保管しないこと。

- (7) 個人情報を管理するデータベースには暗号化を施すこと。
- (8) J-LIS 等の脆弱性診断により改善事項が指摘された際には、迅速に対策を講じること。
- (9) 各種機関から公表される脆弱性情報に注意し、随時対策することで安全性を維持すること。

#### 1-10 その他

- (1) 受注者は、いかなる場合においても、事前の許可無しにこの契約履行中に知り得た業務にかかわる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本受注業務にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項は、市担当者と協議を行うこと。
- (4) 受注者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を得た場合はこの限りではない。(書面には所有する技術者の資格、経験年数等を示すこと)
- (5) 受注者は、事故が生じたときは直ちに大仙市に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を大仙市に報告し、市担当者の指示に従いその解決に努めなければならない。
- (6) 受注者は、本仕様書の事項に違反して大仙市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。大仙市が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。
- (7) 大仙市は、受注者が本仕様書に定める事項に違反した場合は、この契約を解除することができる。また、LINE 連携サービスが仕様書記載の本稼働日までに本稼働しない場合等、契約が不履行の場合、本業務に与えた損害を一切賠償する責任を負うこと。
- (8) 原則として、本業務の再委託を禁止する。ただし、書面により本市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

## 2 求める機能の概要

	項番	機能
連携	1	現在運用している大仙市のLINEアカウントから、図書館のサイトへ連携し、LINE ミニアプリからLINEIDでWebOPACにログインできること。
	2	LINEからWebOPACを呼び出した際にログイン状態で起動可能であること。
	3	LINE連携のリクエスト受信時、利用者カード番号とパスワードにより認証を行えること。
	4	認証NGの場合は、エラーを返却すること。
	5	二重に登録されないよう措置を講じること。
通知	1	図書管理システムからLINEへのメッセージ発信の操作を行うことができること。
	2	督促の通知ができること。
	3	予約本の受取可能通知ができること。
	4	返却予定日の通知ができること。
利用者 カード 表示	1	LINEを通してデジタル図書館カード（バーコード・利用者番号）を表示できること。